第三百十二号

建設業者の許可の取消し	右 同	県営土地改良事業計画の決定	公告	特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	国土調査の指定	保安林の指定解除	職業訓練指導員試験の施行	び例による旧生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中	よる指定介護機関の廃止の届出	国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中	よる指定医療機関の廃止の届出	国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中	旧生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	告示	目次
県中	$\widehat{}$	農村		(水産振	農は	林	開労政	$\widehat{}$										$\widehat{}$	政健		
民南地	闻	村整備		生振	農村整備課	政	発・能	同			同			闻			同	闻	策 策福		
局域	$\overline{}$	課		興課)	課)	課	課力	$\overline{}$			$\overline{}$			$\overline{}$			$\overline{}$	$\overline{}$	課祉		
				:	:	:	:	:			:			:			:	:	:		

〇右 〇右 同......

県西

民地

局域

:

Æ.

県上

民地

局域

:

監査委 員

事

務

局

公営企

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…… 管病 理院 課局 :

示

青森県告示第三百七十八号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、

令和三年五月二十四日

青森県知事

三

村

申

吾

金子薬局 名 称 三戸郡五戸町字新町一七 所 在 地 二 令 和 · 三 年廃 月 日止

青森県告示第三百七十九号

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。 する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

会が表別に対して	名称の主た	居宅介護事
元 市木造	所 在 地	業 者
療短 養期 介護	0	事居 営 官 宅 介 護
会尾野病院医療法人誠仁	名称	居宅介書
若竹五市木造	所 在 地	護事業所
三 令 和 五 五	年月日	廃 止

青森県告示第三百八十号

条の三第二号の規定により告示する。

・介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十二号)第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律年法律第七十二号)第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十条の二年法律第七十二号)第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十三条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

病院医療法人誠仁会	名
尾野	称
つがる市	所
:木造若竹	在
五	地
介護療養型医療施	施設の種類
三令 千和 五 五	年廃 月 日止

青森県告示第三百八十一号

の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

示する。 た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告る生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止し

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村

申

吾

金子薬局	名
	称
三戸郡五	所
五戸町字新町一七	在
	地
三 令 二0·三	年廃 月 日止

青森県告示第三百八十二号

保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

会療法人誠仁	名称	居宅介護
若竹五市木造	の 所 在 地主たる事務所	事業者
療題	類事	居宅 介護
会尾野病院	名称	居宅介書
若竹五市木造	所 在 地	護事業所
三令 · 和 五· 五	年月日	廃 止

青森県告示第三百八十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

の例によるものとされた介護サービスの基盤強化のための介護保険法等五十五条の生活保護法(昭和二十五年法律第七十二号)第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法(昭和二十五年法律第七十二号)第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正方の生活保護法(昭和二十五年法律第七十二号)第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正方。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定による改正前の生活保護法(昭和二十五年法律第三十号)第十四条第四項においてその三第二号の規定により告示する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

病院医療法人誠仁会尾野	名称
野	1,3
つがる士	所
市木造若竹	在
竹 五	地
介護療養型医療施	施設の種類
三令 ·和 至·	年廃 月
五.	日止

青森県告示第三百八十四号

行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条第二項の規定により公示す令和三年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施

令和三年五月二十四日

る。

青森県知事 三 村 申

吾

1

受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各

一 実施期日

実技試験	X
	分
溶気、工事科	試験職種
令和三年八日	期
時月二十八日	日

二 実施場所

	学科試験
指導方法	攻学科) (系基礎学科及び専 関連学科
全職種	配建造溶電 管築園接気 科科科科工 事
	(日) 午前十時三十分

	学科試験		区	
指導方法	攻学科) 攻学科) 関連学科			分
全職種	配建造溶電 管築園接気 科科科科工 事科	溶接科	電気工事科	試験職種
	ホール アピオあおもりイベント 青森市中央三丁目一七の一	青森県立八戸工科学院 目五の三〇 八戸市桔梗野工業団地二丁	校 青森県立青森高等技術専門 の一 青森市大字野尻字今田四三	実 施 場 所

三 受験申請書の提出期限

合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。令和三年六月一日(火)から同年六月三十日(水)まで。ただし、郵送による場

四 その他試験に関し必要な事項

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先県立職業能力開発校で配布する。

青森市長島一丁目一の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

(電話○一七―七三四―九四一五)

青森県告示第三百八十五号

て準用する同条第一項の規定により告示する。次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項により、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村

申

吾

保安林の所在場所

上北郡六ケ所村大字出戸字棚沢一三〇の四(次の図に示す部分に限る。)

風害の防備

保安林として指定された目的

月音で降

一保安林解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び六ケ所村役場に

備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百八十六号

青

森

およる。五月十七日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公五月十七日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により、令和三年国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、令和三年

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申

吾

弘	者調
前	査を行
市	称う
大字藍内字関ケ平	調
関ケ平の一部	查
	地
	域
で月三十一日まで和二年四月一	調査期間

青森県告示第三百八十七号

の規定により公示する。要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定するの業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次

令和三年五月二十四日

青森県知事

三

村

申

吾

○ 上北郡六ケ所村大字泊字川原七五の一○二上北郡六ケ所村大字泊字川原七五の一○二上北郡六ケ所村大字泊字川原七五の一○二上北郡六ケ所村大字泊字村ノ内二一六の二	発起人の住所及び氏名(名称)
泊区域 合の地区 組図 組	区域
小型定置漁業	区分

公

늨

県営土地改良事業計画の決定

型))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供す馬川地区の県営土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、相

十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して

対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければなに審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えをこのほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して

らないこととされている。

令和三年五月二十四日

青森県知事

三

村

申

吾

土地改良事業計画書の写し 縦覧に供する書類

縦覧の期間 令和三年五月二十五日から同年六月二十一日まで

弘前市役所

三

縦覧の場所

県営土地改良事業計画の決定

を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 田屋敷地区の県営土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業 なお、この土地改良事業計画については、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 縦覧の期間満了の日の翌日から起算して (耕作条件型) 計画 前

対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな に審査請求を行った場合には、 提起することができる。ただし、 六月以内に、県を被告として このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して (知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを 土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に 縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

令和三年五月二十四日

らないこととされている。

青森県知事 三 村 申

吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和三年五月二十五日から同年六月二十一日まで

三 縦覧の場所

田舎館村役場

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

令和三年五月二十四日

る

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

商号又は名称

有限会社みちのくボーリング

 \equiv 主たる営業所の所在地 黒石市大字袋字富山六〇の四九 代表者の氏名 高橋晃

四 許可番号 青森県知事許可(般—二)第七九一三号

取消年月日 令和三年五月六日

六 五. 取消しに係る建設業の許可

さく井工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和三年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和三年五月二十四

青森県知事 三 村 申

吾

代表者の氏名 商号又は名称 株式会社大八小山内組 加藤忍

 \equiv 主たる営業所の所在地 青森県知事許可(般—二九)第一三三四九号 北津軽郡中泊町大字今泉字布引一六八の三

四 許可番号

Ŧī. 取消年月日 令和三年四月二十日

取消しに係る建設業の許可

六

解体工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和三年四月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称 株式会社リペア

代表者の氏名 佐藤里志

主たる営業所の所在地 上北郡六ケ所村大字尾駮字野附一三二一の一

許可番号 青森県知事許可(般—二八)第五〇〇〇三四号

四 三

<u>Fi.</u> 取消年月日 令和三年四月二十二日

取消しに係る建設業の許可

六

鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

監 査 委

監査結果に対する措置の公表

じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。 令和3年3月24日付け青森県報第287号で公表した監査の結果について、地方自治 (昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、青森県知事から措置を講

令和3年5月24日

青森県監査委員 青森県監査委員 \equiv 竹 乜 酃 由紀子 拉

青森県監査委員 青森県監査委員 允 \mathbb{H} \Rightarrow

4

 \blacksquare

強 白

青森県森林組合連合会	ジャンプアップみさわグループ	監査箇所名
指定管理事業のうち再奏託による業務の履行について、系 の履行について、系 適正なものが1件 あったので、適正に 取扱うこと。	決算事務において、確定手続が適正 て、確定手続が適正 に行われていなかの たので、適正な事務 の執行に努めること。	監査結果
事案を確認し、早急に「特殊建築物定期調査報告業務」を実施させた。 再委託業務の進捗を定期的に確認するとともに中間指導等で実施状況を確認する。 「再委託業務の実施チェックリストを作成し指定管理者と共有する。	令和2年度以降の決算について、経理事務規則に基づいた手続により確定することを確認した。	措置の内容

営 企

公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

Ŧī.

で、 同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十四日

特定役務の名称及び数量

磁気共鳴断層撮影装置等保守業務委託

式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森市東造道二丁目一の一 青森県病院局運営部管理課

契約の方法 随意契約

三

令和三年三月二十六日 契約の相手方を決定した日

四

契約の相手方の名称及び住所

GEヘルスケア・ジャパン株式会社青森営業所

契約金額 青森市緑二丁目二〇の一一

六

一億七百二十二万九百六十円

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

契約の相手方を決定した手続

のである。

予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたも

随意契約の理由

七

吉 田

青森県病院事業管理者

茂

昭

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)